提供先21	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の42の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第25条
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>少徒快力法</b>	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
10 /U 4 00	트 뉴 쓰 티 ㅗ ㄸ
提供先22	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の48の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第26条の3
	・番号法第19条第8号 別表第2の48の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の48の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第26条の3 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その 他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	・番号法第19条第8号 別表第2の48の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の3  国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民票関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の48の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の3  国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の48の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の3  国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	・番号法第19条第8号 別表第2の48の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の3  国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の48の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の3  国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  【
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	・番号法第19条第8号 別表第2の48の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の3  国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民票関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先23	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の53の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第27条
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
<b>◎相#</b> ★;±	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
提供先24	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の54の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で
	定める事務及び情報を定める命令第28条
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
②提供先における用途 ③提供する情報	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報
	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 5) 1,000万人以上 [ ② ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。  - ( 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先25	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第31条
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© DE DOTA	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
提供先26~30	
提供先26	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の58の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第31条の2の2
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
WIE IN / J IA	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

提供先27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第31条の3
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金で ある給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
@####	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
提供先28	市町村長
提供先28	市町村長 ・番号法第19条第8号 別表第2の61の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第32条
	・番号法第19条第8号 別表第2の61の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の61の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第32条 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の61の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	<ul> <li>・番号法第19条第8号 別表第2の61の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条</li> <li>老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの</li> <li>住民票関係情報</li> <li>(選択肢&gt;         <ul> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上100万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の61の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条  老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民票関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	・番号法第19条第8号 別表第2の61の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条  老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の61の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条  老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民票関係情報  【
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	・番号法第19条第8号 別表第2の61の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条  老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民票関係情報  【 10万人以上100万人未満 2 2 1万人以上10万人未満 3 10万人以上100万人未満 4 100万人以上1,000万人未満 5 1,000万人以上  【 ②対象となる本人の範囲」に同じ。  【 ○ 】情報提供ネットワークシステム

提供先29	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の62の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第33条
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
@## <b>#</b> **	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
提供先30	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の66の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第37条
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>少</b> 证 庆月	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度

提供先31~35	
提供先31	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の67の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第38条
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>少证</b> 供刀法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
提供先32	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第39条
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>少</b> 证 供 刀 压	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度

提供先33	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の74の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第40条
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>①</b> 提供月本	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
提供先34	厚生労働大臣
提供先34 ①法令上の根拠	厚生労働大臣 ・番号法第19条第8号 別表第2の77の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第41条
	・番号法第19条第8号 別表第2の77の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の77の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第41条 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの 住民票関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の77の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第41条 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの 住民票関係情報 <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の77の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第41条 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の77の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第41条 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	・番号法第19条第8号 別表第2の77の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第41条 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護体業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の77の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第41条 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報    (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	・番号法第19条第8号 別表第2の77の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第41条  雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先35	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の80の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第43条
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© 1Æ [₹/] /∆	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ] その他 (
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
提供先36~40	
提供先36	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第43条の3
②提供先における用途	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するもの とされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>①徒供刀</b> 龙	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度

提供先37	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行 う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の85の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第43条の4
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令 で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
炒旋供力法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
提供先38	厚生労働大臣
提供先38 ①法令上の根拠	厚生労働大臣 ・番号法第19条第8号 別表第2の91の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第44条の5
	・番号法第19条第8号 別表第2の91の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の91の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第44条の5 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものと された年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	・番号法第19条第8号 別表第2の91の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第44条の5 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものと された年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の91の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条の5 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の91の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条の5  平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  【
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	・番号法第19条第8号 別表第2の91の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条の5 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の91の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条の5  平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  【
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	・番号法第19条第8号 別表第2の91の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条の5 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  【 10万人以上100万人未満 ] (2) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 (72. ③対象となる本人の範囲」に同じ。  【 〇 】情報提供ネットワークシステム

提供先39	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項 に規定する指定基金
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の92の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第45条
②提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
@## <b>#</b> **	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
<b>⑦時期・頻度</b>	照会を受けたらその都度
提供先40	市町村長
<b>提供先40</b> ①法令上の根拠	市町村長 ・番号法第19条第8号 別表第2の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第47条
	・番号法第19条第8号 別表第2の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第47条 介護保険法による保険給付の支給,地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの 住民票関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	・番号法第19条第8号 別表第2の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条  介護保険法による保険給付の支給,地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民票関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条  介護保険法による保険給付の支給,地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条  介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民票関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	・番号法第19条第8号 別表第2の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条  介護保険法による保険給付の支給,地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条  介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	・番号法第19条第8号 別表第2の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条  介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  【 10万人以上100万人未満 2 1万人以上10万人未満 3 10万人以上10万人未満 4 100万人以上100万人未満 5 1,000万人以上  【 ② 対象となる本人の範囲」に同じ。  【 ○ 】 情報提供ネットワークシステム

提供先41~45	
提供先41	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の96の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第48条
②提供先における用途	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める もの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>少挺铁刀法</b>	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
提供先42	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の97の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第49条
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度

提供先43	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第49条の2
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
@### <b>*</b> *	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
提供先44	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第53条
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	10万人以上100万人未満
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
6 6 提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>いた</b>	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
<b>⑦時期・頻度</b>	照会を受けたらその都度

提供先45	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の108の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第55条
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
提供先46~50	
提供先46~50 提供先46	厚生労働大臣
	厚生労働大臣 ・番号法第19条第8号 別表第2の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第56条
提供先46	・番号法第19条第8号 別表第2の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で
提供先46 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第56条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は 給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報
提供先46 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	・番号法第19条第8号 別表第2の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第56条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は 給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満
提供先46 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第56条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供先46 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第56条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供先46 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	・番号法第19条第8号 別表第2の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第56条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上
提供先46 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第56条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
提供先46 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	・番号法第19条第8号 別表第2の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第56条  厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民票関係情報

提供先47	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の112の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第57条
②提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による 保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるも の
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[ <b>O</b> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
提供先48	文部科学大臣, 都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の113の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第58条
①法令上の根拠 ②提供先における用途	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で
	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第58条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの 住民票関係情報
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第58条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの 住民票関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人よ為 5) 1 000万人以上
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第58条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの 住民票関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第58条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの 住民票関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人よ為 5) 1 000万人以上
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第58条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの 住民票関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  【 10万人以上100万人未満 2 1万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 4 100万人以上100万人未満 5 1,000万人以上  【 ② 対象となる本人の範囲」に同じ。  【 ○ 】情報提供ネットワークシステム

提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の114の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第59条
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IZE IX 73 7A	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
提供先50	市町村長
提供先50 ①法令上の根拠	市町村長 ・番号法第19条第8号 別表第2の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第59条の2
	・番号法第19条第8号 別表第2の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	・番号法第19条第8号 別表第2の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2  子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民票関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2  子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民票関係情報  【
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2  子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民票関係情報  【選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	・番号法第19条第8号 別表第2の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2  子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	・番号法第19条第8号 別表第2の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2  子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	・番号法第19条第8号 別表第2の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2  子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報  【

提供先51~	
提供先51	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第59条の2の3
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による給付に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
提供先52	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令第59条の3
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
₩ INC IN / J IA	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度

提供先53	ひたちなか市教育委員会事務局保健給食課
①法令上の根拠	・番号法第19条第11号 ・ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条1号 別表第3の3の項
②提供先における用途	ひたちなか市就学援助費交付規則による就学援助費の交付等に関する事務であって規則で定めるもの に利用。
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[O]その他 (庁内連携システム)
⑦時期·頻度	照会を受けたらその都度
移転先21	福祉部福祉事務所幼児保育課
移転先21 ①法令上の根拠	福祉部福祉事務所幼児保育課 ・番号法第9条第1項 別表第1の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第68条
	・番号法第9条第1項 別表第1の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第68条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子 ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。 住民票関係情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	・番号法第9条第1項 別表第1の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第68条  子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子 ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。  住民票関係情報  〈選択肢〉 1)1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	・番号法第9条第1項 別表第1の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条  子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。  住民票関係情報  【選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	・番号法第9条第1項 別表第1の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条  子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。  住民票関係情報    (選択肢>
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	・番号法第9条第1項 別表第1の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	・番号法第9条第1項 別表第1の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条  子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。  住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [ 〇 ] 庁内連携システム  [ ] 専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	・番号法第9条第1項 別表第1の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条  子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。  住民票関係情報    (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上   (2 ③対象となる本人の範囲」に同じ

移転先22	福祉部国保年金課
①法令上の根拠	ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
②移転先における用途	ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉に関する事務に利用。
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥移転方法	[O]庁内連携システム [ ]専用線
	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	随時